

令和 8 年度飯南町子育て支援活動費補助金 募集要項

趣旨

子育て支援の充実を図るため、町内において子育て支援事業を実施する団体に対し、補助金を交付するもの。

対象事業

①から③のすべてに該当する事業

- ①補助対象団体自らが企画し、実施する事業(新たな取組みを含む)
- ②町の地域課題のために取り組む不特定多数のものの利益となる活動を行う事業
- ③町民ニーズ又は地域の公益性に適合した事業

※他の制度による補助、助成又は委託を受けている事業は対象外

※事業のおおむねの効果が、特定の個人又は団体に帰属するものは対象外

対象者

- ・3人以上で構成され、かつ、その半分以上が町内に在住する団体であること。
- ・宗教、政治又は営利活動を目的とする団体ではないこと。
- ・町内に拠点を有すること。

対象経費

補助対象経費	補助対象とならない経費
1 会場使用料及び借上料(備品及び音響機器等を含む。)	1 飲食に係る費用(飲食材料費を除く。)
2 バス借上料	2 賞品、景品代等
3 広告宣伝費	3 参加者の旅費及び交通費
4 講師・司会者費用	4 備品代
5 事業のための消耗品等事務経費	5 その他専ら参加者個人の受益に係る費用及び参加者個人で負担すべき費用
6 その他町長が必要と認めた経費	

※令和 8 年 5 月 29 日以降に使用された経費を補助対象とする

補助率

- ・補助対象経費の10分の10

補助限度額

- ・10万円

留意事項

<全体>

- ・予算(40万円)の範囲内で実施する
- ・上記を超え応募がある場合は、選考の上、補助金支給団体を決定いたします。
- ・補助金の交付回数は、同じ年度において同一団体は1回限り

応募方法

(1)受付期間

令和8年5月29日(金)から令和8年6月19日(金)まで (最終日17時必着)

(2)提出書類

- 1 補助金等交付申請書
- 2 企画提案申込書
- 3 事業計画書(任意様式)
- 4 収支計画書(任意様式)
- 5 団体概要書
- 6 定款、会則又はこれらに類する書類
- 7 役員又は構成員の名簿

(3)提出先

必ず事前にご相談いただき、応募書類を以下の宛先まで提出してください。

※応募書類はご相談時にご案内します。

〒690-3513 飯南町下赤名880
飯南町住民課 こども未来推進室担当
TEL: 0854-76-2213
FAX: 0854-76-3950

選考方法

書類審査による。

審査基準は、概ね以下のとおりとする。

- ・費用対効果が高いものであるか。
- ・地域課題やニーズを把握した上で計画策定を行っているか。
- ・実現可能な具体事業計画であるか。
- ・事業が実施できる環境が整っているか。
- ・地区を限らず広く周知を行えるか。 など

その他

本事業は以下の例規に則って行う。

- ・飯南町子育て支援活動費補助金交付要綱
- ・飯南町補助金交付規則